



報道関係者各位

令和元年 12 月 26 日

【照会先】

徳島労働局職業安定部職業対策課

課 長 寒川 浩治

課 長 補 佐 中津 敦史

地方障害者雇用担当官 下木 哲治

電話番号 088-611-5387

令和元年 障害者雇用状況の集計結果

徳島労働局（局長 日根直樹）は、このほど、徳島県内の民間企業や公的機関などにおける、令和元年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務がある事業主などに報告を求め、集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率 2.2%）

○実雇用率、雇用障害者数ともに過去最高を更新。

- ・実雇用率は 2.26%、対前年比 0.06 ポイント上昇
- ・雇用障害者数は 1,877.0 人、対前年比 3.9%（70.5 人）増加
- ・法定雇用率達成企業の割合は 60.8%（対前年比 0.5 ポイント上昇）

<公的機関>（同 2.5%、教育委員会は 2.4%）※（ ）内は前年の数値

○県の機関は、実雇用率及び雇用障害者数は対前年で下回った。

○市町村は、実雇用率は前年より下回ったが、雇用障害者数は前年を上回った。

○教育委員会は、実雇用率及び雇用障害者数ともに対前年より下回った。

- ・県：実雇用率 2.64%（2.82%）、雇用障害者数 105.0 人（106.5 人）
- ・市 町 村：実雇用率 2.27%（2.31%）、雇用障害者数 201.5 人（196.5 人）
- ・教育委員会：実雇用率 1.97%（2.19%）、雇用障害者数 115.5 人（119.0 人）

<独立行政法人>（同 2.5%）※（ ）内は前年の数値

○雇用障害者数及び実雇用率はいずれも前年を上回った。

- ・独立行政法人：実雇用率 2.67%（2.59%）、雇用障害者数 80.0 人（77.0 人）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は1,877.0人で、前年より70.5人増加（対前年比3.9%増）し、16年連続で過去最高となった。
- ・ 雇用されている障害者のうち、身体障害者は1,113.5人（対前年比0.1%減）、知的障害者は534.5人（同4.6%増）、精神障害者は229.0人（同26.9%増）と、身体障害者は前年より減少し、知的障害者と精神障害者は増加した。特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、8年連続で過去最高の2.26%（前年は2.20%）、法定雇用率達成企業の割合は60.8%（同60.3%）であった。

○ 企業規模別の状況

- ・ 雇用されている障害者の数は、45.5～50人未満規模企業で28.0人（前年は46.5人）、50～100人未満規模企業で441.0人（同397.5人）、100～300人未満で614.5人（同611.5人）、300～500人未満で200.0人（同211.5人）、500～1,000人未満で150.5人（同148.0人）、1,000人以上で443.0人（同391.5人）となった。
- ・ 実雇用率は、45.5～50人未満規模企業で1.47%（前年は1.84%）、50～100人未満で2.43%（同2.30%）、100～300人未満で2.32%（同2.32%）、300～500人未満で1.97%（同1.92%）、500～1,000人未満で2.26%（同2.28%）、1,000人以上で2.24%（同2.12%）となった。
なお、民間企業全体の実雇用率2.26%と比較すると、50～100人未満、100～300人未満及び500～1,000人未満規模企業が実雇用率以上となった。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5人～50人未満規模企業で45.0%（前年は43.4%）、50～100人未満で62.9%（同59.7%）、100～300人未満で63.4%（同69.1%）、300～500人未満で48.1%（同48.3%）、500～1,000人未満で60.0%（同55.6%）、1,000人以上で62.5%（同57.1%）となった。

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」、「サービス業」で前年よりも増加した。

- ・ 産業別の実雇用率では、「製造業」(2.50%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(2.68%)、「医療、福祉」(2.49%)が法定雇用率を上回っている。

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和元年の法定雇用率未達成企業は199社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が、72.4%と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業(障害者雇用ゼロ企業)は117社で、未達成企業に占める割合は、58.8%となっている。

2 公的機関等における在職状況

(1) 県 の 機 関 (法定雇用率2.5%)

- ・ 県の機関に在職している障害者の数は105.0人、実雇用率は2.64%と前年に比べ0.18ポイント下降した。4機関全ての機関が達成した。

(2) 市 町 村 の 機 関 (法定雇用率2.5%)

- ・ 市町村の機関に在職している障害者の数は201.5人、実雇用率は2.27%と前年に比べ0.04ポイント下降した。33機関中26機関が達成した。

(3) 県等の教育委員会 (法定雇用率2.4%)

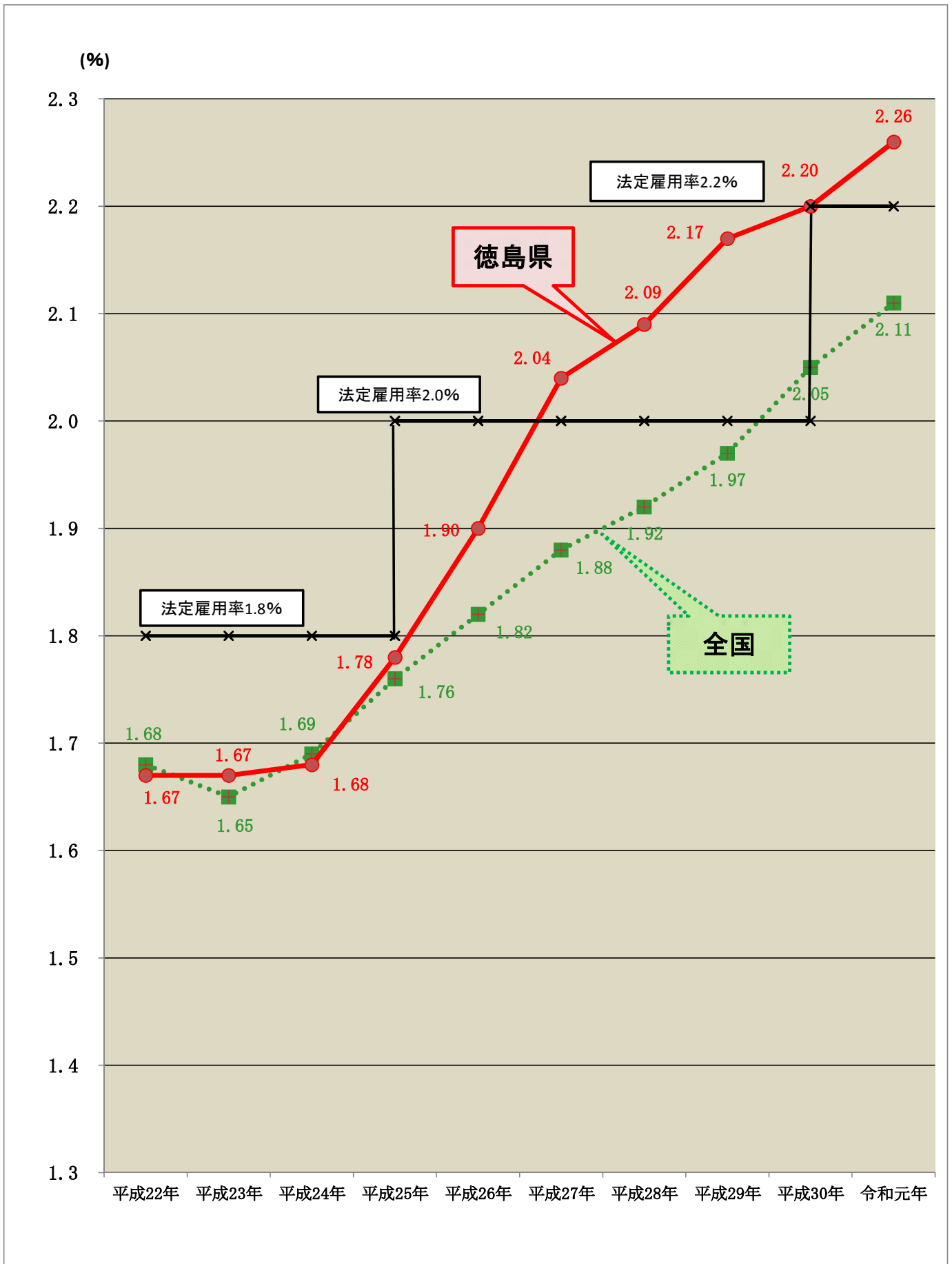
- ・ 県等の教育委員会に在職している障害者の数は115.5人、実雇用率は1.97%と前年に比べ0.22ポイント下降した。2機関全てが未達成となった。

(4) 独 立 行 政 法 人 (法定雇用率2.5%)

- ・ 国立大学法人、地方独立行政法人に在職している障害者の数は80.0人、実雇用率は2.67%と前年に比べ0.08ポイント上昇した。3機関中2機関が達成した。

民間企業における障害者雇用状況(グラフ)

(1)実雇用率の推移



令和元年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	83,172.0 人 (82,148.5 人)	1,877.0 人 (1,806.5 人)	2.26 % (2.20 %)	309 / 508 (308 / 511)	60.8 % (60.3 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	3,983.5 人 (3,776.5 人)	105.0 人 (106.5 人)	2.64 % (2.82 %)	4 / 4 (4 / 4)	100.0 % (100.0 %)
知事部局	3,077.0 人 (2,882.0 人)	77.0 人 (80.0 人)	2.50 % (2.78 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
その他の 県機関	906.5 人 (894.5 人)	28.0 人 (26.5 人)	3.09 % (2.96 %)	3 / 3 (3 / 3)	100.0 % (100.0 %)

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	8,879.5 人 (8,508.0 人)	201.5 人 (196.5 人)	2.27 % (2.31 %)	26 / 33 (21 / 32)	78.8 % (65.6 %)

(3) 県等の教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	5,848.5 人 (5,424.5 人)	115.5 人 (119.0 人)	1.97 % (2.19 %)	0 / 2 (1 / 2)	0.0 % (50.0 %)
徳島県 教育委員会	5,370.0 人 (4,930.5 人)	108.5 人 (107.0 人)	2.02 % (2.17 %)	0 / 1 (0 / 1)	0.0 % (0.0 %)
徳島市 教育委員会	478.5 人 (494.0 人)	7.0 人 (12.0 人)	1.46 % (2.43 %)	0 / 1 (1 / 1)	0.0 % (100.0 %)

(4) 独立行政法人における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
国立大学法人 地方独立行政法人	2,994.5 人 (2,973.0 人)	80.0 人 (77.0 人)	2.67 % (2.59 %)	2 / 3 (3 / 3)	66.7 % (100.0 %)

- 注 1 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の(1)から(3)の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されており、平成30年度から雇用義務化となった。